【表紙】

 【提出書類】
 訂正発行登録書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2019年7月5日

 【会社名】
 富士急行株式会社

 【英訳名】
 FUJI KYUKO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀 内 光一郎

【本店の所在の場所】 山梨県富士吉田市上吉田二丁目5番1号

(注) 本社業務は下記本社事務所において行っております。 (本社事務所) 山梨県富士吉田市新西原五丁目2番1号 (東京本社事務所) 東京都渋谷区初台一丁目55番7号

【電話番号】 (本社事務所) 0555(22)7112番

(東京本社事務所) 03(3376)1117番

(東京本社事務所) 経営管理部課長 清水 乙史

【最寄りの連絡場所】 東京支店 東京都渋谷区初台一丁目55番7号

【電話番号】 03(3376)1117番

【事務連絡者氏名】 経営管理部課長 清 水 乙 史

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】2018年10月4日【発行登録書の効力発生日】2018年10月12日【発行登録書の有効期限】2020年10月11日【発行登録番号】30 - 関東1

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 15,000百万円

【発行可能額】 10,000百万円

(10,000百万円)

(注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出していま

す。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、

2019年7月5日(提出日)です。

【提出理由】 臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の

開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定による)を 2019年6月28日付で関東財務局長に提出いたしました。この臨時 報告書の提出により、当該書類を2018年10月4日付で提出した発

行登録書の参照書類といたします。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

富士急行株式会社東京支店

(東京都渋谷区初台一丁目55番7号)

EDINET提出書類 富士急行株式会社(E04093) 訂正発行登録書

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりです。